

覚 書

足立区内に設置する「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」(以下「条例」という。)に基づく指定喫煙場所への灰皿(以下「灰皿」という。)の取扱いについて、足立区(以下「甲」という。)と、日本たばこ産業株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり覚書を締結する。

(乙による灰皿の寄附)

第1条 乙は、甲の条例に基づく施策に協力するため、甲に対し別紙1に記載する灰皿を寄附し、甲はこれを受領する。

(寄附灰皿の設置)

第2条 乙は、乙の責任と負担により、灰皿を別紙2に記載する住所に使用可能な状態で設置し、甲に対し現状有姿で引渡す。

- 2 甲は、灰皿の引き渡しを受けたときは、引渡された灰皿の規格・仕様及び瑕疵の有無につきその場で検査し、その結果を乙に通知するものとする。
- 3 灰皿の引渡しは、前項の検査に合格したときをもって完了するものとし、同時に灰皿の所有権は、乙から甲に移転するものとする。

(維持・管理)

第3条 甲は、乙と協力して灰皿の維持・管理を行うものとする。

- 2 乙は、灰皿及びその周辺を日に1回清掃するなどして清潔に保つようとする。
- 3 甲及び乙は、前2項に必要とする経費を、相手方に求めないものとする。

(清掃等の終了)

第4条 乙は、乙の事情により、甲に対しあらかじめ書面で通知し協議の上、前条第2項に定める清掃等を取りやめることができる。

- 2 次条の定めにかかわらず、甲は、前項の協議が成立し、乙が前条第2項に定める清掃等を取りやめるときは、灰皿の撤去を請求することができる。この場合、甲は自己の選択により、乙に灰皿を撤去させるか、自ら灰皿を撤去しこれに要した合理的費用を乙に請求するかを決することができるものとする。

(処分等)

第5条 甲は、灰皿を5年間は継続して設置し、かつ供用に附するものとする。

- 2 甲が前項に定める期間の経過前に灰皿の譲渡、分解、改造、撤去等の処分又は供用停止を行うことを希望する場合は、甲乙誠実に協議し対応につき決定するものとする。

(媒体物等の貼付)

第6条 乙は、あらかじめ甲と協議のうえ、喫煙マナー等にかかる告知用の媒体物等を灰皿に無償で掲示することができるものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、灰皿の故障、毀損若しくは瑕疵又は本喫煙所の使用により甲又は第三者に生じた損害につき何らの責めを負わないものとする。

(協議事項)

第8条 本覚書に定めのない事項又は本覚書について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成18年10月27日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区長 鈴木恒年(印)

乙 東京都渋谷区南平台町5番1号
日本たばこ産業株式会社 東京支店
理事 東京支店長 中野浩次(印)

(別紙1...略。北千住駅西口および東口に設置した灰皿の施行計画図・2枚)

(別紙2) 喫煙灰皿設置住所

設置場所名	住所
北千住駅東口喫煙場所	足立区千住旭町93番地2
北千住駅西口喫煙場所	足立区千住三丁目59番地先

記事 この覚書は、半沢が2006年10月20日に足立区区民部区民課地域活動支援係に情報開示を請求し、同年11月1日に開示されたものの、原本からコピーを取ることが許可されなかったため、手で書き写してきてからパソコン入力したものです。したがって、原本からの筆写またはパソコン入力時のミスにより、文言など一部に原本と異なる部分がある可能性があります。